

## 郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 1 改正の背景

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）が 5 % から 8 % に引き上げられることに伴い、日本郵便株式会社の郵便料金に係る税負担は約 380 億円増加すると見込まれる。これは、同社全体の営業利益（25 年度通期見通し 220 億円）を超える規模であり、経営努力で吸収することは困難であることから、郵便料金にも消費税率引上げ分を適正に転嫁することが必要となる。

郵便料金は、郵便物の種別に応じ、第一種郵便物（封書）・第二種郵便物（葉書）は届出制、第三種郵便物（定期刊行物）・第四種郵便物（通信教育等）は認可制とされているが、第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物については、郵便法施行規則で定める上限料金（現行 80 円）を超えてはならないこととされている。

このため、郵便料金全体に消費税率引上げ分を円滑かつ適正に転嫁できるよう、郵便法施行規則で定める上限料金を改正する等所要の措置を講ずる必要がある。

### 2 改正の概要

#### (1) 郵便法施行規則の改正

第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物の上限料金の額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は「80 円」と規定されている（第 23 条）。当該上限料金の額について、今般の消費税率引上げ分を適正に転嫁できるよう、「82 円」に改正する。

$$80 \text{ 円 (現行)} \times 108/105 \text{ (消費税率引上げ分)} = 82 \text{ 円 (1 円未満四捨五入)}$$

#### (2) 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正

一般信書便役務のうち 25 グラム以下の信書便物の上限料金の額について、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の上限料金の額と同額の「80 円」と規定されている（第 23 条）ことから、上記の定形郵便物の上限料金の額の改正にあわせて、「82 円」に改正する。

### 3 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。

(参考1) 主な郵便料金の推移

	第一種（封書・ 定形 25g まで）	第二種（葉書）	備考
昭和56. 1. 20～	60 円	30 円	
昭和56. 4. 1～	↓	40 円	
平成元. 4. 1～	62 円	41 円	消費税 3% 導入
平成 6. 1. 24～	80 円	50 円	
平成 9. 4. 1～	↓※	↓※	消費税 5% に引上げ

※平成9年4月1日からの消費税率5%への引上げ時は、消費税率引上げ分を経営努力により吸収し、郵便料金を据え置いた。平成26年4月1日からの消費税率引上げ分を郵便料金に転嫁する場合、平成6年以来の料金改定となる。

(参考2) 日本郵便株式会社の業績

	平成 24 年度（実績※）	平成 25 年度（見通し）
営業収益	2 兆 7, 540 億円	2 兆 7, 290 億円
営業利益	713 億円	220 億円
経常利益	801 億円	270 億円
当期純利益	600 億円	110 億円

※平成24年度の数値は、統合前の郵便事業株式会社（平成24年4月～9月）の実績を合算したもの。